

各 位

会 社 名 株式会社ヴィレッジヴァンガード  
コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 白川 篤典  
(JASDAQ・コード2769)  
問合せ先 取締役管理本部長 渡邊 正直  
電話 052-769-1150

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 15 日開催の取締役会において、平成 27 年 8 月 27 日開催予定の第 27 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由  
法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
2. 変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条 (条文省略) 2 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (条文省略) 2 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>